一般社団法人日本統合医療学会　職務権限規程

第１条.　（趣旨）

本会は、一般社団法人日本統合医療学会定款（以下「定款」という。）第 12 条に基づく、業務執行理事の活動が円滑に実施されることを目的として一般社団法人日本統合医療学会職務権限規程（以下「職務権限規程」という。）を定める。

第２条.　（構成）

この法人に、代表理事および業務執行理事で構成する業務執行理事会を置く。

第３条.　（議長）

業務執行理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に特別の事情があり、業務執行理事会に参加できないときは、あらかじめ代表理事が指名する者が代表理事に代わり議長となる。

第４条.　（定足数）

業務執行理事会は、代表理事および業務執行理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第５条.　（決議）

業務執行理事会の決議は、出席した議長を加えた業務執行理事会参加理事の過半数を持って決する。

第６条.　（書面表決等）

やむを得ない理由のため業務執行理事会に出席できない業務執行理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の業務執行理事を代理人として表決することができる。

２　前項の場合における第４条および第５条の規定の適用については、その業務執行理事は出席したものとみなす。

第７条.　（業務執行理事会の職務）

業務執行理事会の職務は、以下の各号に掲げるものとする。

(1).　理事会、社員総会における議題の選定と会議資料の作成、印刷
(2).　理事会、社員総会における議題の選定のための情報収集
(3).　各委員会への諮問、各委員会間の業務調整

(4). 会員への情報提供、会員からの意見聴取、それに対する対応
(5). 外部からの依頼に対する対応
(6). 入退会に関する対応（総務庶務委員会と協力により実施）
(7). 事業計画、予算に基づく会計管理（総務庶務委員会と協力により実施）
(8). 業務執行理事会の開催
(9). 代表理事に事故あるとき、定款第 14 条第 4 項に基づく職務代行者の業務執行理事互選による選出
(10). 本会を、法令等に基づき公正かつ適切に維持し、管理し、運営すること
(11). その他、学会運営に関する必要な事項

２　上記のうち、定款における理事会、社員総会の権限と重複するものは、定款における規定を優先する。

第８条.　（業務執行理事会の専決事項）

本規程第７条の（３）及び（５）、（６）、（８）、（９）は、これを業務執行理事会の専決事項とする。

第９条.　（日常とは異なる事態に対する本会の対応）

本会が、災害（自然災害、人的災害）などの日常とは異なる事態に見舞われた場合には、業務執行理事会で議決し、本会における非常事態宣言を出すことができる。

２　非常事態宣言が出された場合、本会は代表理事を本部長として、緊急対策本部を設置する。

３　緊急対策本部には、代表理事および業務執行理事のほか、代表理事が必要とする者を招集することができる。

第１０条.（規程の設定、変更又は廃止）

本規程の設定、変更又は廃止は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

本規程は、2020(令和 2)年 5 月 10 日から施行する。
本改正は、2023(令和 5)年 12 月 15 日から施行する。